

第3 2回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年12月5日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
 - 10番 露崎春雄
- 6 出席事務局職員 4名
 - 伊藤事務局長
 - 齊藤主幹
 - 高品主査
 - 石井主査

◎開 会

平成30年12月5日午後3時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶を頂戴したいと思います。では、よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。いよいよ師走ということで、12月に入りました。我々の任期もあと余すところきょう入れて4カ月でございます。来年になると、もう3カ月ということでございますけれども、何か続々とその地区から次の農業委員とか推進委員とか上がってきているみたいでございますけれども、かなり難しい運営にまたなるのではないかなという形も考えております。そしてまた、きのう、きょうは夏みたいな陽気で、私も冬支度をしてこよと思っていたのが夏の格好で来まして、申しわけございませんが、きょうもいろいろ審議ありますけれども、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） ただいまより第32回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、露崎春雄委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番、注連野千佳代委員、7番、有原敏夫委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年11月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が木更津市在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住しており、相続で農地を取得し、農業を営んでいないため、贈与の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、以前から対象農地の耕作を依頼されており、既に耕作をしていることから、贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページから3ページの現地写真をごらんください。場所は、神納字下りです。現地を確認したところ、現地は畑で作物の収穫が終わり保全管理されておりました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地が2筆あります。対象農地は田んぼで、周辺農地の田んぼも耕作しておらず、水利もなく、耕作ができないとのことです。

農機具等については、耕運機、農用車、草刈り機を所有しています。トラクターについては、親戚から借りて耕作しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で550日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が非耕作地を除くと96アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私が申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

11月25日10時から申請人とともに現地を調査いたしました。現地は、先ほど事務局が言われたように、落花生の収穫が終わりまして、きれいになっておりました。本人は、先ほど事務局から言われたように非常にやる気というか、そういうのに満ちあふれていたことをございますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年11月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、君津市在住の個人が木更津市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、高齢となり、後継者もいないため、売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、隣接地を所有しており、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図及び6ページの現地写真をごらんください。場所は、大曾根字島合です。現地を確認したところ、現地は畑で保安全管理されている状態でした。

総会資料7ページ及び8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書及び市外の農業者なので、君津市の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに耕運機、農用車等を所有しています。田植えや稲刈り、もみすり乾燥は、袖ヶ浦市の友人に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で347日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が袖ヶ浦市と君津市の合計で269アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番、保坂です。現地確認は、12月1日に確認に行ってきました。現地は、前は中古車がいっぱい置いてあったのですが、今は山砂できれいに埋めてありました。申請者は、市外在住の方ですが、山砂は小櫃の戸崎より運んだそうで、きれいな砂だそうです。ここで何かを栽培しますかと聞いたところ、キャベツをやってみるとのことでした。また、農家要件は事務局の方の言うとおりでございます。あとは、何ら問題ないと思いますので、皆さんの審議をお願いします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、注連野さん。

○6番（注連野千佳代君） 6番、注連野です。保坂さんがおっしゃったとおり、以前中古車屋さんの車が積んであったところで、どけてきれいになっているなど思っていたのですが、これ譲り受けの方も市外、袖ヶ浦の方ではなく、さらに農業を営んでいるというほどの方でもないようにお見受けするのですが、またここに何か変なものに使われてしまったりしたらいけないなどということがあって、例えばちゃんと作付しているかどうかとかというのは事務局のほうとかでも確認はされたりしていくのでしょうか。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。作付については、毎年農地を推進委員さんと利用状況調査といたしまして現地を見に行くことがありますので、それで耕作しているのか、していないのか、そういうのを確認していきます。

あと、譲り受けの方がきちんと農業ができる適任者かというところがあるのですが、今まで違反転用として利用されていた農地を復元したのが実はここを譲り受ける、この方が先頭に立って耕作をしたいがために農地復元をして、それで購入することになったということもあります。

○6番（注連野千佳代君） この案件の場所ということですか。

○事務局（高品吉朗君） はい。隣接地をご自身が持っているので、隣もあわせて使いたいということです。

○6番（注連野千佳代君） 隣接地は、田だったような気がしますが。

○事務局（高品吉朗君） 今は畑となっております。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年11月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、三箇在住の個人が鎌倉市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、高齢のため、早急に処分したいとのことから、売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、自宅から近く、作業効率がよいことから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料9ページの位置図及び10ページの現地写真をごらんください。場所は、三箇字郷ノ崎です。現地を確認したところ、現地は柿の木が植えられていました。

総会資料11ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で500日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が219アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。現地調査と農家要件のほう確認してまいりました。日にちは、11月30日1時半より現地を確認しました。今説明ありましたとおり、柿の木が植わっていましたが、北側の境界境に、写真でも写っているのですけれども、竹が数本入り込んでいたのですけれども、北側の境界がまだぴたっと確定していないというようなことでありましたので、そこら辺を確認してからやりますというようなことを確約いただきました。本人も重機を持っていますので、決まればすぐきれいになると思います。農家要件のほうですけれども、説明のありましたとおり、全く問題ないと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年11月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、横田在住の個人が同一世帯内の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、来年の2月で65歳になり、経営移譲年金の申請を行うために後継者である譲り受け人の息子に農業経営を移譲するため、贈与の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、後継者として既に就農しており、父からの贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料12ページの位置図及び13ページの現地の写真をごらんください。場所は、横田字熊野前です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料14ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が1,218アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所

地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。25日の日に申請者とともに現地見てまいりました。今事務局がお話しになりましたとおり、畑になっていまして、家庭菜園のようになっていました。今後そのところはせがれさんがやるのですけれども、プラムをつくって、何か直売所のほうより出すのだというような話をしておりました。この農家は、今面積も言いましたけれども、10町歩以上つくっている、横田の中でも非常に大きな農家でして、せがれさんももうお父さんの後を継いで、現在はもうせがれさんが主になってやっているような現状でございますので、今回お父さんのほうが2月に年金をもらい始めるということで経営移譲するのだということで、この土地については贈与でせがれさんのほうにお渡ししたいということでございますので、別に何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の5についてご説明いたします。

議案の2ページから4ページをごらんください。本件は、平成30年11月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、先ほどの議案第1号の4の譲り受け人と譲り渡し人が贈与した農地以外の農地を経営移譲年金の申請をするために後継者へ使用貸借するものです。

まず、経営移譲年金についてご説明いたします。経営移譲年金の申請は、65歳になったら申請ができるようになります。経営移譲年金の申請をするための条件は、65歳になるまでに後継者等へ経営移譲することが必要です。経営移譲することにより、年金収入のみで生活することになるため、通常の農業者年金に上乗せして年金を受給できる制度です。このことから、農地を後継者等へ名義変更す

るか、使用貸借権の設定等を行う必要があります。今回の申請人の場合は、来年の2月で65歳になるため、その前に後継者と農地の貸借権の設定を行い、農業経営を移譲することにしたというものです。使用貸借権の期間は、10年になります。

総会資料15ページの位置図をごらんください。対象農地は、田んぼと畑で全て耕作されておりました。

総会資料14ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

後継者についてご説明しますと、〇〇〇〇さんは現在〇歳で、農業大学校を卒業してから就農し、18年目を迎えているとのこと。つくっている作物は、米、大豆、インゲン、ストックなどです。認定農業者にもなっており、横田地区の担い手として期待されている農業者の一人となっています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。やはり25日の日にお父さんとせがれさんとお話を伺いまして、年金のために経営移譲を行うということで、面積等は先ほど話したとおり10町歩以上を超えて、そのほかにもパイプハウスでストック等をつくっていると、非常に熱心な農家でございます。せがれさんも40を過ぎてこれから農家を引き続きやっていくのだというふうなかたい意思を持っているようでございますので、今回の案件については別に問題ないというふうに私は考えましたので、皆さん方のご審議のほどをお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地5筆、3,592平方メートルを賃貸借し、効率的な耕作地にするための農地造成及び堰堤への転用を目的とし、農地転用許可後3年間一時転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、事業全体の計画面積でございますが、山林等の農地以外を含めると12万192平方メートルでございます。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の北東側約4.1キロメートル、平岡小学校幽谷分校の南東側約1.6キロメートルに位置し、農地5筆のうち4筆が農業振興地域内の農用地となっており、残り1筆については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、農用地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている「仮設工作物の設置等一時的利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められること」及び「市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」に該当するという事で、君津農業事務所と共通認識がなされております。

なお、農業振興地域整備計画については、平成30年11月26日付で市農林振興課から支障なしとの回答が得られております。

土地利用計画についてですが、総会資料17ページに農地以外を含む全体計画を添付しておりまして、総会資料18ページに農地部分のみの計画を添付しております。

埋め立ての事業計画でございますが、建設残土を用いて、法地造成部分については29度の安定勾配で1メートルから最大25メートルの高さで埋め立て、平地造成部分については1メートルの高さで埋め立てします。また、調節池の堰堤となる部分については、4メートルの高さで埋め立てを行います。

埋め立てで用いる建設残土についてですが、農地部分は東京都港区〇〇〇の新築工事で発生した建設残土約2万立米を搬入し、農地以外の部分については東京都港区〇〇〇の市街地再開発事業などから発生した建設残土約60万立米を搬入する計画となっております。

防災及び排水施設関係ですが、総会資料19ページをごらんください。造成による地盤の高低差及び樹木の伐採による土砂の崩落を防止するため、調整池を設置し、流量を抑制した上でオーバーフロー分については集水ますを通じて既存側溝に放流する計画となっております。また、調整池堰堤路肩部

分にはロープ柵及び危険看板を設置するとのことです。

一時転用後の農地復元計画ですが、森林伐採後に確保して置いた現地の山砂にて1メートルの覆土を行い、耕作に適した農地に復元する計画です。

なお、調整池の堰堤部分についてのみ残土を崩した上で覆土するとのことです。

農地作付計画についてですが、総会資料20ページに作付計画書を、総会資料21ページに作付計画図を添付しております。

申請地については、かねてから水田でのイノシシ被害に苦慮していたため、今回の農地造成により畑とし、法地造成部分の斜面のままとなる部分については、所有者本人が志望していた果樹園づくりの一環としてミカンを植栽し、その他の平地造成部分等については知人の大規模農業従事者に貸借し、大根を作付したいとのことです。

所要資金については、自己資金及び残土処分費の売り上げにより賄う計画となっております。

他法令関係については、土砂等の埋め立てに伴う特定事業及び森林法に基づく林地開発許可申請、法定外公共物施工承認申請等の道路関係、砂防指定地行為許可申請、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届け出が該当し、特定事業、林地開発及び砂防指定地については許可申請済みであり、埋蔵文化財については届出書の提出がなされており、道路関係について事前協議がなされております。

総会資料22ページから24ページに現地の写真を添付しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。

それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。議案第2号の整理番号1についてですが、市外の法人が市内在住の所有者1名から農地5筆、3,592平方メートルを賃貸借し、農地造成及び堰堤として一時転用したいとする案件でございます。

11月29日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。現地確認は、午後2時から実施しました。現地では、譲り受け人及び代理人に出席いただき、申請農地の確認をするとともに、事業説明をいただき、質疑応答を行いました。また、現地にて一時転用後の農地復元について、大根とミカンの作付を行う部分の確認を行いました。

主な質疑内容ですが、法地造成部分に関する質問があり、1段当たりの高さ5メートルで5段積み上げるため、最大で25メートルの埋め立てとなるとの説明がありました。また、搬入する残土について搬入経路の質問があり、農地転用申請区域外の山林等の部分に搬入路をつくり、そこから搬入するとの説明を受けました。

審査会は、午後3時から市役所7階会議室において、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき行いました。事務局からの議案説明を受けた後、代理人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり、説明をいただきましたので、その主な内容について報告いたします。

代理人からは、一時転用であることから事業完了後は現地に確保しておいた現場の表土を1メートル覆土し、耕作に適した農地に復元するとの説明を受けました。また、排水については、雨水による崩落防止のため事業地内で調節池を設置し、流量抑制を行った上で集水ますから既存水路を經由し、松川へ放流するとのことでした。質疑では、資金計画についての質問があり、土地代金には土地を地主から買い受ける費用と借り受ける費用が含まれているとのことでした。また、農地復元後の作付計画に関する質問があり、大根を作付けするという部分は上段と下段の2段に分けて作付けするとのことでした。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、排水先となる松川への影響及び道路交通への影響に注意しながら工事を行うよう依頼し、また大根作付後の収量を確認した上で運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市外の法人が市外在住の所有者から農地1筆を使用貸借し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、譲り渡し人は、譲り受け人となっている法人の代表者となっております。

本件については、平成30年11月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料25ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の北東側約340メートル、平川行政センターからは南東側約310メートルに位置し、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、鉄道駅の周囲おおむね500メートル以内の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料26ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で160枚設置されます。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料27ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。現地調査は、27日の朝に伺いました。私と有原委員と、あと代理人の方、3名で一応現地に集合して、現地のほう見たのですけれども、現地は現時点では草が生えていて荒地になっておりました。しかし、今後それを造成してつくるということで、道路には面しているのですけれども、三方住宅地が迫っておりまして、現時点で荒地になっていて非常に農地としては残念な状態でございます。しかし、持ち主の方も年数回、〇〇〇でしたか、のほうから来て一応草刈り等はしているようです。ですから、今後太陽光をつくって、その辺の手間もある程度省けるのではないかとということで、また周りの方にも迷惑をかけることもなくなるのではないかとというようなご説明でありました。私たち有原委員と話したのですけれども、現時点では太陽光をつくってくれたほうがある程度周りの方も非常に迷惑もかからなくていいのではないかとというふうに感じました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した7番、有原敏夫委員から補足説明があればお伺いいたします。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。ありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が市内在住の母親から農地1筆を使用貸借し、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成30年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料28ページの位置図をごらんください。申請地は、JR横田駅の南西側約2.5キロメートル、吉野田保育所の北側約100メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料29ページのとおりであり、木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水とともに宅地内の新設側溝を経由し、市道側溝に放流する計画となっております。

資金計画については、家族からの借り入れ及び住宅金融公庫からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料30ページに建物の平面図を、総会資料31ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。本件に関して、11月25日午後1時半に譲渡人の方と、それと譲り受け人のほうの代理者であります業者の方と2人に立ち会っていただいて説明を聞きました。先

ほど事務局からの説明のとおり、現状は第1種農地ということなのですが、例外ということで、それで資料の31ページの写真の①のほうに今回の申請地のところにうちが建っておりますけれども、右手のほうが吉野田保育所、その左手のほうが民家なのですけれども、2棟既に建っております、排水なんかもその2棟と同じところへ最終的に接続するような形で、周りの田んぼ等へは入っていかないということで確認をしております。

以上のようなことで、支障ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が市内在住の母親から農地1筆を使用貸借し、住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成30年11月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料32ページの位置図をごらんください。申請地は、JR横田駅の南西側約2.5キロメートル、吉野田保育所の北側約100メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料33ページのとおりであり、木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水とともに宅地内の新設側溝を経由し、市道側溝に放流する計画となっております。

資金計画については、家族からの借り入れ及び住宅金融公庫からの借り入れにより賄う計画となっております。

総会資料34ページに建物の平面図を、総会資料35ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。先ほどの議案第2号ナンバー3—1と同じ日、11月25日に一緒に見て、また話を聞いてきました。3—1の南側になります。譲渡人の子供さんのもう一人の方がこちらへ新しく専用住宅を建てたいということの申請になります。調査結果については、先ほど言いましたように何ら支障ないと思います。

それと、2件とも地元の水利組合のほうにも話があったようで、水利組合の代表の方から水利組合として我々の水利組合内の田んぼに影響を及ぼすようなあれはないので、別段反対はないよという話を聞いておりますので、申し添えます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この件ではないのですけれども、農家分家の場合、1人500平方メートル以下ですよね。これ子供が何人いる場合には、その分だけみんな分家というか、農地を使えるのですか。ちょっと聞きたいと思うのですが。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。まさに今回農家分家の件で、こちらの議案が2つともご兄弟の方なのですけれども、実際それぞれ1つの申請に対して500平方メートルというのが原則ありますので、それぞれで500平方メートルという形になりますので、そのお子さんが違えば申請者が異なりますので、申請者1人に対して500平方メートルという形になります。

以上です。

○7番（有原敏夫君） 例えばもし10人いるとすると、10人分とれるのですか。

○事務局（石井和樹君） 農地転用上は可能です。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。今の質問なのですけれども、直接この案件にどうのこうのではないのですけれども、同じ質問なのですけれども、申請人ということであれば、仮に20人いたって

30人いたってそういうことになりますよね。私の認識だと、もともとの所有者に対して農家分家する場合に1人という認識なのですけれども、申請人ということは、もう名義を変えてあるということですか。

○議長（地引正和君） 石井君。

○事務局（石井和樹君） 今回の申請人という形になりますと、地主さんは母親という形になるのですが、それを借りる方、それがご兄弟で異なるのですけれども、申請者としては今回転用の場合、地主さんと譲り受け人とおりますので、それが異なるという形での話です。

○議長（地引正和君） いいですか。

○16番（石塚康夫君） 今までの認識と変わりましたので。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○14番（山口勝久君） 私もその辺は今言ったように以前の知識だと農業の場合、後継者という捉え方で、そのうちに対して1人というか、農業を継ぐ人というふうに捉えていたけれども、何かそうではないというふうに聞いたので、今回審査の時点で私それぞれの兄弟1人に対して面積単位で制約はかかるけれども、土地の貸し借りというか、そういうのはいいのだなというふうに解釈していたのですけれども、それは今おっしゃったような考え方でいいのですよね。兄弟が何人もいてもそれぞれで。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。農家分家と今申し上げましたけれども、どちらかというところは建築のほうの開発行為の言葉でございまして、今両方とも申請書は開発行為の申請書がついておりますので、要件を確認しますと、どちらとも要件としては農家分家という記載になっております。建築のほうでも、その農家さん1人に対してお一人というわけではなくて、今回実際農家分家で2件申請が上がっておりますので、その辺は影響がないのではなかならうかと思われま。

ただ、もしこういった農家分家についてどちらかというところと建築のほうが絡みますので、詳細が必要であれば、また担当課に確認をして説明させていただければと思います。

以上です。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。確かに農家分家の場合には、農業を継ぐ人が1種農地であろうが住宅というか、周りの集落に接続していれば可能だという認識だったのですけれども、そうするとそれを拡大解釈して、確かに民事上相続権ありますよね。子供に遺産相続という形で農地を分けるという方法もあるので、結果的には同じだと思うのですけれども、兄弟3人いたら3人、5人いたら5人、全員が例えば主張してそういうことになったら、ちょっと今までの感覚とは違うような気がするのですけれども、拡大解釈みたいな形でよろしいということですよ。拡大解釈って、要するに3人いたら3人可能だということ。

○議長（地引正和君） 石井君。

○事務局(石井和樹君) 今また私のほうでもう一回農地転用の事務指針を確認しているのですが、農地転用事務指針の中で特に農家分家という言葉が出てきていないのです。農家住宅というのだとまた別の形になってくるのですが、それ以外については一般専用住宅という記載になっています。この転用の指針の中では、一般専用住宅という中に分家であったり、それではない形、いろいろなものが含まれているかと思います。農家分家というお話になると、やはり先ほど申し上げたとおり開発行為の申請の要件、そちらのほうで出てくる話になってきますので、担当課に確認して、説明させていただければと思います。

○議長(地引正和君) この件はいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成30年度第9次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 平成30年度第9次農用地利用集積計画書(案)の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号の平成30年度第9次農用地利用集積計画書(案)についてご説明いたします。

この平成30年度第9次農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の6ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が5件で、そのうち通常の利用権設定が5件、農地中間管理事業による利用権設定はゼロ件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で146アールとなっ

ております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから3ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の10ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は3件で、合計面積は11.79アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、7ページから8ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年10月1日から10月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案8ページから13ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書

の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年10月1日から10月31日までで24件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。

議案14ページから18ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年9月28日から10月31日までで10件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 先ほどの私の担当の地区の日がちが間違っていましたので、変更させていただきます。

議案第1号の3-1の件なのですけれども、先ほど11月30日と申しあげましたけれども、11月27日の間違いでございますので、お願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第32回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時08分 閉会